

青森県報

第千九百六十四号

平成十三年十二月二十六日(水曜日)

目次

告 示

- 臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力) 課 …… 一
- 特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営) 課 …… 一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産) 課 …… 二
- 道路の供用の開始……………(道路) 課 …… 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理) 課 …… 三

告 示

青森県告示第七百六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等学校 青森県立弘前高等技術専門学校 青森県立八戸工科学院 青森県立むつ高等技術専門学校	職業訓練の種類 ・普通職業訓練 ・短期課程	対象者 雇用保険受給者であつて、公共職業安定所長から職業訓練の受けたもの	訓練科 住宅リフォーム科 建築塗装科 溶接科 型枠施工科	訓練期間 三月(夜間) 三月(夜間) 二月(昼間)	定数 一〇人 一〇人 一〇人
----------------------	--	-----------------------------	---	--	------------------------------------	-------------------------

青森県告示第七百七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第一百五條の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年十二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
下北郡東通村大字尻屋字村中八 下北郡東通村大字尻屋字村中一六	尻屋加入区
石谷 忠二 川 向 敦	

青森県告示第七百八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項及び第二項の規定により平成十三年十一月七日、九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年十二月二十六日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要													備考		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン率 %	D C P %	T D N %	M E kcal/kg	その他水分 %			
日和産業株式会社 八戸工場 青森県八戸市河原木 字海岸24の9	東北ノーサン株式会社 青森営業所 青森市問屋町 2の14の11	ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 ヘルシーS—セブソン(C)	13.10	17.6	4.4	2.6	10.6	3.12	0.50	-	-	-	-	-	-	-	12.0		
		ニチワ印肉牛用配合飼料 肉生用	13.11	16.9	4.9	4.1	5.4	0.88	0.56	-	-	-	-	-	-	-	13.6		
		ノーサン印肉豚肥育用配合飼料 シートDX	13.11	16.1	3.3	2.2	4.8	0.95	0.44	-	-	-	-	-	-	-	12.4		
		ニチワ印ブライラー肥育前期用配合飼料 E P ミニスターA	13.11	25.5	5.0	2.0	6.3	1.26	0.72	-	-	-	-	-	-	-	3.050	12.2	
日和産業株式会社 八戸工場 青森県八戸市河原木 字海岸24の9	同 左	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料 ホープ	13.11	17.5	4.9	2.7	12.0	3.73	0.47	-	-	-	-	-	-	-	2.860	12.0	
		ニチワ印種豚飼育用配合飼料 フラスター	13.11	16.2	4.1	3.7	5.6	0.95	0.64	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第七百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年一月二十五日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 橋向五戸線	三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地五五の一 から 三戸郡五戸町大字上市川字中里谷地二八の一 まで	平成一四・一・二〇

青森県告示第七百十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から施行する。

平成十三年十二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

第三号の表中

- 「弘前市農業協同組合小沢支店」を削り、
- 「弘前市農業協同組合南地区支店」を
- 「弘前市農業協同組合南地区支店」に改める。
- 「弘前市大字小沢」
- 「弘前市大字下湯口」
- 「弘前市大字悪戸」